

高千穂町告示第37号

令和6年第2回高千穂町議会定例会を次のとおり招集する

令和6年4月10日

高千穂町長 甲斐 宗之

1 期 日 令和6年6月11日

2 場 所 高千穂町役場議場

○開会日に応招した議員

藤田 利廣議員

田中 義了議員

佐藤さつき議員

板倉 哲男議員

磯貝 助夫議員

本願 和茂議員

中島 早苗議員

馬原 英治議員

坂本 弘明議員

工藤 博志議員

富高健一郎議員

富高 友子議員

佐藤 定信議員

令和6年 第2回 高千穂町議会定例会会議録(第1日)

令和6年6月11日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和6年6月11日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第1号 令和5年度高千穂町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第6 報告第2号 令和5年度高千穂町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第7 報告第3号 令和5年度高千穂町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第8 報告第4号 令和5年度高千穂町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第9 報告第5号 令和5年度高千穂町国民健康保険病院事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第10 承認第2号 高千穂町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 承認第3号 高千穂町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 承認第4号 高千穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第13 承認第5号 令和5年度高千穂町一般会計補正予算(第8号)の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第14 承認第6号 財産の取得の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第15 議案第29号 高千穂町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第16 議案第30号 高千穂町下水道条例の一部改正について
- 日程第17 議案第31号 高千穂町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の廃止について
- 日程第18 議案第32号 令和6年度高千穂町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第33号 令和6年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第34号 令和6年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

- 日程第21 議案第35号 令和6年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第22 議案第36号 令和6年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第23 議案第37号 令和6年度高千穂町水道事業会計補正予算（第1号）
 - 日程第24 議案第38号 令和6年度高千穂町下水道事業会計補正予算（第1号）
 - 日程第25 議案第39号 宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
 - 日程第26 議案第40号 工事請負契約の締結について
 - 日程第27 議員派遣調査報告について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第1号 令和5年度高千穂町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第6 報告第2号 令和5年度高千穂町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第7 報告第3号 令和5年度高千穂町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第8 報告第4号 令和5年度高千穂町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第9 報告第5号 令和5年度高千穂町国民健康保険病院事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第10 承認第2号 高千穂町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 承認第3号 高千穂町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 承認第4号 高千穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第13 承認第5号 令和5年度高千穂町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第14 承認第6号 財産の取得の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第15 議案第29号 高千穂町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第16 議案第30号 高千穂町下水道条例の一部改正について
- 日程第17 議案第31号 高千穂町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の廃止について

- 日程第18 議案第32号 令和6年度高千穂町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第33号 令和6年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第34号 令和6年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第35号 令和6年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第36号 令和6年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第37号 令和6年度高千穂町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第38号 令和6年度高千穂町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第39号 宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第26 議案第40号 工事請負契約の締結について
- 日程第27 議員派遣調査報告について

出席議員（13名）

1 番 藤田 利廣議員	2 番 田中 義了議員
3 番 佐藤さつき議員	5 番 板倉 哲男議員
6 番 磯貝 助夫議員	7 番 本願 和茂議員
8 番 中島 早苗議員	9 番 馬原 英治議員
10 番 坂本 弘明議員	11 番 工藤 博志議員
12 番 富高健一郎議員	13 番 富高 友子議員
14 番 佐藤 定信議員	

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 興梠 恵志	書記 興梠 貴
----------	---------

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 甲斐 宗之	副町長 …………… 藤本 昭人
教育長 …………… 戸敷 二郎	総務課長 …………… 興梠 貴俊
財政課長 …………… 霜見 勉	総合政策課長 …………… 湯川 哲
税務課長 …………… 谷川 保孝	町民生活課長 …………… 佐伯 竜也
企画観光課長 …………… 安在 浩	福祉保険課長 …………… 飯干 由紀
農林振興課長兼農業委員会事務局長 ……………	佐藤 峰史

農地整備課長 …………… 江藤 武憲 建設課長 …………… 甲斐 徹
会計管理者 …………… 佐藤 美和
保健福祉総合センター所長 …………… 工藤加代子
上下水道課長 …………… 飯干 和宣
教育委員会次長兼教育総務課長 …………… 林 謙一
監査委員 …………… 中尾 清美

午前10時00分開議

○事務局長（興枵 恵志事務局長） 御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（興枵 恵志事務局長） 御着席ください。

議長の許可を得ていますので、暑い方は上着をおとりください。

○議長（坂本 弘明議員） ただいまから、令和6年第2回高千穂町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（坂本 弘明議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、議席番号8番、中島早苗議員、議席番号9番、馬原英治議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から6月21日までの11日間にしたいと思います
が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月21日までの11日間に決定しました。

なお、会期の内訳につきましては、皆様のお手元に配付しています会期予定表のとおり行うこととします。

日程第3. 諸般の報告

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、監査検査結果の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の規定に基づく例月現金出納検査及び地方自治法第199条の規定に基づく随時監査の結果が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告とします。

続いて、議会運営委員会の閉会中の継続調査の報告を行います。

委員長から委員会調査報告書が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告とします。

続いて、議員派遣の報告を行います。

会議規則第129条第1項の規定に基づき、皆様のお手元に配付しましたとおり、議長において議員を派遣しましたので、報告します。

続いて、請願・陳情の処理報告を行います。

本日まで受理しました陳情1件につきましては、陳情表のとおり処理することとしましたので報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第4、行政報告を求めます。

町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） おはようございます。

本日、令和6年第2回高千穂町議会定例会に、議員の皆様には何かとお忙しい中に御出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、町内では、田植えが最盛期を迎えており、町内各地で代掻きから田植えの風景が見られています。先週末の6月8日には、鹿児島地方気象台から、本県を含む九州南部地方が梅雨入りしたと見られるとの発表があり、恵みの雨も降ったところであります。

近年では、水不足の年がある一方で、予期せぬ豪雨や勢力の強い台風襲来により大きな災害も発生しており、これからの季節は、常に気象情報を把握し、人的な被災の発生なきよう警戒に努める必要があると気を引き締めているところでございます。

このような時期を前に、昨年度から調整を進めておりました災害時における生活必需物資供給確保等についての協定の合同締結式を、明日執り行うこととしております。

協定締結先は、町内に大型店舗を持つ4社となっており、大きな災害が発生し避難が長引く場合などの生活必需品について、優先的に確保・提供をいただく内容となっております。

また、来る6月16日の日曜日には、岩戸地区におきまして自衛隊にも御協力をいただき、全国統一防災訓練を行う計画でございます。

これまでも議員各位から御提案をいただきながら、災害に備える体制の整備に努めてきたところでございますが、今後とも、町民の皆様方に防災意識をさらに高めていただけるよう、また迅速な情報発信により人的被害の出ることがないように、町として努めてまいります。

それでは、当面する町政について御報告をいたします。

はじめに、令和4年台風14号、令和5年梅雨前線豪雨及び台風6号に関する災害復旧事業の進捗状況について御報告いたします。

まず、農地整備課所管事業につきまして御説明いたします。

令和4年度台風14号災害ですが、本年5月末現在、農地136か所のうち、発注済み58か所、農業用施設81か所のうち、発注済み66か所、合計で217か所中、発注済み124か所6億4,156万9,000円、うち、完了が58か所、未発注86か所のうち、不落が18か所であり、不落以外の未発注分は6月末日までに発注予定です。また、自力復旧事業231か所1,344万6,000円については完了しております。

次に、令和5年度梅雨前線豪雨災害ですが、5月末現在、農地9か所、農業用施設9か所、合計18か所につきましては、発注済み8か所1,747万9,000円、未発注10か所のうち、不落2か所で、不落以外の未発注分は6月末までに発注予定です。自力復旧事業19か所143万3,000円は完了しております。

次に、令和5年度台風6号災害ですが、5月末現在、農地8か所、農業用施設14か所、合計22か所につきましては、発注済み3か所1,266万1,000円で、未発注分は6月末までに発注予定です。自力復旧事業35か所258万5,000円については完了しております。

次に、農林振興課所管の林道施設災害の復旧状況についてですが、令和5年度梅雨前線豪雨災害につきましては、2路線3か所、事業費887万3,000円で事業費決定を受けており、3か所のうち2か所は完了し、残り1か所が施工中であります。

令和5年度台風6号災害につきましては、4路線4か所、事業費2,344万1,000円で事業費決定を受けており、6月中に4か所の発注を終える予定でございます。

次に、建設課所管事業ですが、令和4年度台風14号災害については、115か所中84か所を発注しており、そのうち65か所は完了しておりますが、規模の大きい箇所及び作業員不足、年度末の天候不順等により、未完了の箇所につきましては繰越工事として完了させる計画です。

次に、令和5年発生の梅雨前線豪雨災害、台風6号災害につきまして、1月末に全20件中、17件入札を執行しております。令和5年度内に2件完了しておりますが、他の15件については令和4年災同様繰越工事として完了させる計画です。施工は現在も進んでおり、これから梅雨

を迎えますが、主に、繰越箇所は道路災害でありますので8月頃までには完了の見込みと考えております。

また、本年度は残りの令和4年災害31件、令和5年災害3件、計34件の河川災害復旧工事を発注する計画であります。

今後も各課におきまして、国・県等の関係機関並びに事業者等と連携し、早期の復旧・復興支援に取り組んでまいります。

次に、九州中央自動車道の進捗について御報告いたします。

本年度の国土交通省直轄事業計画における箇所付けと予算配分について、九州中央自動車道の宮崎県関連分については、蘇陽五ヶ瀬道路が4億5,500万円、五ヶ瀬高千穂道路が33億7,900万円、それぞれに調査推進、用地買収推進、工事推進が計画されております。また、高千穂雲海橋道路が1億円で調査推進、用地買収推進が計画されております。昨年度との当初予算比較では、前年度から9億1,000万円予算増となっております。

町内の高速道路関連工事では、本線の（仮称）童里トンネルが、4月末時点で全体491メートルのうち約171メートル、36%掘削が進んでいると伺っております。

五ヶ瀬高千穂道路の本町関連は、工事用道路として町道薑谷線の改良工事を国土交通省のほうで進めていただいておりますが、2期工事の入札公告がされており、継続して施工されます。

高千穂雲海橋道路につきましては、今年度から用地買収が計画されているところであります。

また、九州中央自動車道の宮崎県側で唯一事業化されていない平底蔵田間が、令和6年度から計画段階評価を進めるための調査の対象区間に選定されました。このことは、災害発生時や、緊急搬送の円滑な支援などの効果が期待でき、また観光や産業の振興を進める上で、大きな一歩となるものであります。

今月6月15日（土）には、昨年度、事業推進を力強く後押しするために西臼杵3町で設立した九州中央自動車道西臼杵建設促進期成会主催の総決起大会を1,000人規模で高千穂町武道館にて開催する計画であります。西臼杵沿線地域の熱意を地域内外に強くアピールし、早期整備、完成を目指してまいります。

議員の皆様にも御案内を差し上げておりますので一丸となって大会を盛り上げていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、台湾東部沖地震への対応等について御報告いたします。

4月3日に台湾東部沖を震源とする地震が発生し、最大震度6強を観測しました。本町と姉妹都市盟約締結による友好関係を築いている「花蓮市」を中心に建物が倒壊するなど、大きな被害が発生しております。

現在、花蓮市では倒壊した建物の撤去を行っておりますが、余震の影響で復興はほとんど進ん

でない状況と聞いております。花蓮市を代表する景勝地太魯閣溪谷は地震で落石、土砂崩れが相次ぎ、一時は700人以上が取り残され、11人が亡くなるなど被害が大きく、復興には10年以上を要するとも言われています。

本町の対応としましては、義援金の募金箱を4月4日に本庁舎ロビーに、4月5日には3出張所に設置しております。加えて、高千穂日華親善協会とともに町内のお店や町外の団体に募金箱の設置や募金の依頼をしております。5月2日には、同協会と宮崎県防災士ネットワーク西臼杵支部とAコープ高千穂店で街頭募金を行ったところでございます。

また、4月4日には、町としての応援メッセージと執行部による応援横断幕の写真をメールで送付したところでございます。花蓮市とは、メールとLINEにより秘書課と連絡を取り合い、情報を得ている状況にございます。

義援金募集につきましては、5月10日までに終了して最終の入金が5月21日で、1週間後の5月29日に花蓮市の口座へ445万円余りを振り込んだところでございます。募金に御協力いただきました多くの皆様に深く感謝申し上げます。

また、義援金以外にも、昨年末に花蓮市を訪問させていただいた際に、「これからお互いの小中学校のオンライン交流や体験活動なども始められるといいですね。」との話をいただいたばかりでありましたので、花蓮市と本町の子供たちの直接的な交流はまだ始まっておりませんが、花蓮市の友人のことを思いながら、町内小中学校の児童生徒から花蓮市の子供たちへ、千羽鶴や応援ソングのビデオメッセージを送るなど、子供たちからも精一杯の応援を届けさせていただいたところでございます。

今年の10月で、花蓮市との姉妹都市盟約締結5周年となります。今後も、花蓮市の復興に向けた動向に注視しながら、支援を行ってまいりたいと考えておりますので、議員の皆さま方の御助言、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、観光客の入り込み状況について御報告をいたします。

まずは、令和5年の観光統計についてであります。観光客の入り込み総数は131万2,900人で、対前年比17万3,800人、15.3%の増となっております。昨年は3月から大学生の卒業旅行や貸切りバスの入り込みが増え始め、その後5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に引き下げられたことにより、観光客が増加しております。特に貸切りバスは14万2,100人で対前年比6万6,000人、昨年を100としたときに215%、差引き115%の増であり、団体のバスツアーが増えています。

観光客による消費額は69億7,878万9,000円で対前年比15億6,395万円、28.9%の増、宿泊者数は23万4,700人で対前年比6万3,200人、36.9%の増でありました。

外国人観光客の入込み数は8万3,000人、対前年比4万4,700人、117%の増、昨年の2倍強となっております。

次に、ゴールデンウィークにおける観光客の入込み状況についてであります。

本町の入込客数は、4月29日から5月5日までの7日間で7万3,010人、対前年比1万1,080人、17.9%の増となりました。期間の前半は雨の日も多く観光客の出足に影響しましたが、5月2日からは晴天にも恵まれ連日多くの観光客に訪れていただきました。観光客数もコロナ前に戻りつつありますが、宿泊施設や飲食店が不足しているという課題もあります。今後も企業誘致や事業承継等の施策を推進してまいりますので、議員の皆様方の御助言、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、観光イベントについて報告いたします。

4月14日に、神都高千穂観光大使でバレエダンサーの西島数博さんの、本町での初公演となる「TAIKO&DANCE」が開催されました。橘太鼓響座の岩切響一さんとの共演で、高千穂神社神楽殿に来場された約250名のお客さんも幻想的な世界に魅了されていました。今後も神都高千穂観光大使の皆様と情報発信を行っていきたいと考えております。

また、4月18日、19日には林道道元越線、親父山五ヶ所線をコースとして、ルート10モータークラブ主催の自動車競技「ひむかり」が開催されました。5月2日には祖母山山開き前夜祭、5月3日に山開きと五ヶ所の祖母嶽神社で神事が行われました。

私も企画観光課職員とともに登山しましたが、今年は土居竹田市長をはじめ、職員の皆様も一緒に北谷登山口から登られました。たくさんの方が登山を楽しんでおられ、日本百名山である祖母山の魅力を再確認したところであります。ゴールデンウィーク中には、地域の祭りなども開催されており、コロナ前の雰囲気に戻りつつあることを実感しております。

今後のイベントとしましては、9月8日にサルタフェスタ、10月5日に正調刈干切唄全国大会、2月11日に建国まつりが開催される予定であります。

次に、「支え合おう高千穂！全力応援商品券」について御報告いたします。

町民の皆様と町内商工業者の支援を目的に、昨年に引き続いて「支え合おう高千穂！全力応援商品券」として、全町民の皆様へ、お一人5,000円分の商品券を5月23日から発送しております。

商品券の利用期間は6月3日から9月30日までとなっております。物価の高騰が続く中で、町民の皆様の生活経済支援や町内消費を喚起するための取組を行ってまいりますので、周知等について議員の皆様方の御協力をお願いいたします。

次に、西臼杵3町の国民健康保険病院の経営統合につきまして御報告いたします。

本年4月1日に西臼杵広域行政事務組合の下で経営統合し、3町の病院の入院機能を分担する

形で新しいスタートを切りました。3病院を統括する病院事業管理局を本町病院内に置き、事業管理者には、前県立延岡病院院長の寺尾公成医師に就任をいただきました。まだスタートしたばかりでございますが、西臼杵の地域医療を将来にわたり維持・充実していけるよう西臼杵3町、宮崎県、また関係機関におきましてさらに連携を密にして取り組んでまいります。

最後に「高千穂ファーマーズスクール」について御報告いたします。

新規就農に当たっては、技術の習得や所得の確保等が課題となることから、自営による新規就農を希望する移住者を対象に、先進農家の下で生産技術を学び、就農後の早期自立を支援する「高千穂ファーマーズスクール」を令和4年度に開講しました。このたび第1期生としてラナンキュラス農家を目指す佐々木有子さんが2年間の研修を無事終了し、4月に就農されました。

佐々木さんは延岡市出身で、大阪で花屋を経験するうちに日本産の品質の高さに魅了され、自ら花卉農家となる道を選ばれました。就農地や品目を検討する中で高千穂地区ラナンキュラス部会と出会い、本町での就農を決意されたものです。今後は花卉生産を通じて町内外に本町の花卉の魅力を発信していきたいとのことです。

昨年、岩戸地区へ移住し、集落の共同作業や神楽などの伝統行事にも積極的に参加されるなど、農業のみならず、地域振興にも寄与されておられます。花卉経営体が減少する中で、新規就農者など将来的な担い手の確保は必要不可欠であり、佐々木さんの新規参入による就農は高千穂町のみならず、西臼杵全体の花卉営農集団や地域集落に大きな活力を与えるものと期待しております。

今後も県やJA等の関係機関のお力添えをいただきつつ、新規就農者やファーマーズスクール研修生に農業技術、経営の両面における指導、支援を行ってまいります。

以上、行政報告といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、町長の行政報告が終わりました。

日程第5. 報告第1号

日程第6. 報告第2号

日程第7. 報告第3号

日程第8. 報告第4号

日程第9. 報告第5号

日程第10. 承認第2号

日程第11. 承認第3号

日程第12. 承認第4号

日程第13. 承認第5号

日程第14. 承認第6号

日程第 1 5. 議案第 2 9 号

日程第 1 6. 議案第 3 0 号

日程第 1 7. 議案第 3 1 号

日程第 1 8. 議案第 3 2 号

日程第 1 9. 議案第 3 3 号

日程第 2 0. 議案第 3 4 号

日程第 2 1. 議案第 3 5 号

日程第 2 2. 議案第 3 6 号

日程第 2 3. 議案第 3 7 号

日程第 2 4. 議案第 3 8 号

日程第 2 5. 議案第 3 9 号

日程第 2 6. 議案第 4 0 号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第 5、報告第 1 号から日程第 2 6、議案第 4 0 号までの報告 5 件、専決処分の承認 5 件、条例議案 3 件、補正予算 7 件、その他の議案 2 件の町長提出、合計 2 2 件の提案理由の説明を求めます。

最初に、町長の説明を求めます。町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日、提案します議案は、報告 5 件、承認 5 件、条例議案 3 件、補正予算 7 件、その他 2 件の合計 2 2 件であります。

まず、報告第 1 号令和 5 年度高千穂町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。第 1 回定例会で議決いただいた繰越明許費と、補正第 8 号で専決処分した繰越明許費補正につきまして計算書のとおり、令和 6 年度にその経費を繰り越しましたので法の定めにより報告するものであります。

次に、報告第 2 号令和 5 年度高千穂町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。令和 5 年度高千穂町一般会計において、3 事業で事故繰越しがあり、計算書のとおり、令和 6 年度にその経費を繰り越しましたので、法の定めにより報告するものであります。

次に、報告第 3 号令和 5 年度高千穂町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。計算書のとおり、令和 6 年度へその経費を繰越しましたので、法の定めにより報告するものであります。

次に、報告第 4 号令和 5 年度高千穂町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。計算書のとおり、令和 6 年度へその経費を繰り越しましたので、法の定めにより報告するものであります。

次に、報告第5号令和5年度高千穂町国民健康保険病院事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。計算書のとおり、令和6年度へその経費を繰り越しましたので、法の定めにより報告するものであります。

次に、承認第2号高千穂町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が、令和6年3月30日に公布されたことに伴うものであり、同日付で専決処分し、4月1日に施行したものであります。

主な改正内容につきましては、個人住民税の特別税額控除の新設、いわゆる定額減税のことでありますが、令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円を減税する、原則令和6年度限りの減税措置の新設と、この減税措置の新設に伴う関係条文の改正、寄附金税額控除につきましては、公益信託の受託事務に関連する寄附金について、特定公益増進法人に対する寄附金と同様に、寄附金控除の対象とする改正並びに過去に改正がなされていなかった条文を、国が示している現行の条文に改正するとともに、寄附金控除の対象となるために必要な町の指定する町内の特定非営利活動法人を別表2に記載する改正、固定資産税につきまして、評価額が急激に上昇した場合に、課税標準額の上昇を一定範囲に抑える負担調整措置の適用期間を令和6年度から令和8年度の3年間に延長する改正などであります。

次に、承認第3号高千穂町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

今回の改正は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が、令和6年3月31日に効力を失うことに伴うものであり、同日付で専決処分し、交付及び施行したものであります。

改正内容は、条例の附則第2項の条例の失効期限を令和6年3月31日から令和9年3月31日とし、条例の適用期間を3年間、延長するものでございます。

次に、承認第4号高千穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和6年3月30日に公布されたことに伴い、3月31日付で専決処分し、4月1日から施行したものであります。

主な改正内容は、国民健康保険税の課税限度合計額を2万円増額し、104万円とするもの及び国民健康保険税の5割、2割軽減の軽減判定基準所得の引き上げを行うものであります。

次に、承認第5号令和5年度高千穂町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについてであります。歳入歳出の総額に9,056万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を103億4,776万8,000円とするものであります。

内容は、町税、地方交付税、国・県の支出金などの歳入額の確定に基づく財源調整及びふるさ

と応援基金積立金の増、財政調整基金積立金の増が主なものとなっております。

次に、承認第6号財産の取得の専決処分の承認を求めることについてであります。これは小学校教師用指導書、指導者用デジタル教科書等の購入で、取得購入価格は、1,690万8,498円であります。4月1日付で本職において専決処分しましたので、高千穂町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき本定例会で承認を求めるものであります。

次に、議案第29号高千穂町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。国民健康保険税の税率につきまして、宮崎県国民健康保険運営方針により、県内全ての市町村において3方式とすることを目指し、令和6年度以降、移行可能な市町村から順次移行することとしています。

本町は、現行4方式による算定を行っているため、本年度より資産割を段階的に引き下げ、令和9年度に3方式へ移行を予定しております。資産割の引き下げに伴い、均等割を引き上げて調整を行うものです。

また、税率につきまして令和元年度より5年間据置としてまいりましたが、被保険者数や基金の減少、医療費の増加など、国保財政が厳しさを増していることから、必要最小限の改正を御提案させていただくことといたしました。この改正案につきましては、令和6年5月24日開催の高千穂町国民健康保険運営協議会において承認の上、答申を頂いております。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第30号高千穂町下水道条例の一部改正についてであります。下水道法に基づき、本条例において下水道使用者に一定の水質基準を守る義務を定めておりますが、環境基本法や水質汚濁防止法といった関係法令が強化されたことにより、下水道法施行令の一部が改正されたので、条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第31号高千穂町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の廃止についてであります。本条例につきましては、宮崎県中小企業融資制度の「新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付」を利用された事業者に対して行う3年間の利子補給事業が令和5年度で完了したため、本条例を廃止するものでございます。

次に、議案第32号から議案第38号までの補正予算議案7件につきまして、御説明いたします。

議案第32号令和6年度高千穂町一般会計補正予算第1号についてであります。歳入歳出予算の総額に1億522万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を109億6,522万4,000円とするものであります。

今回の補正は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る低所得者支援及び定額減税補

足給付金事業 9,715 万 2,000 円や、高千穂町地球温暖化対策実行計画策定事業並びに人事異動に伴う人件費が主なものであります。

議案第 33 号から第 38 号までの、各特別会計及び各公営企業会計の補正予算につきましては、人事異動に伴う人件費が主なものとなっております。

次に、議案第 39 号宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。現行の被保険者証の廃止に伴い、宮崎県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第 40 号工事請負契約の締結についてであります。本議案は、令和 6 年度耕地災害復旧事業渡内地区令和 4 年災施設災害復旧事業の契約締結に伴います議案であり、仮契約を交わしたものにしまして、法の定めに基づき、議会の議決を求めるものであります。

私からの提案理由は以上でございます。

詳細につきましては、報告 5 件を除き、それぞれ担当課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、町長の説明が終わりました。

これから関係課長の説明を求めます。

初めに、承認第 2 号、第 3 号について、税務課長。

○税務課長（谷川 保孝課長） 税務課提出の承認第 2 号及び第 3 号につきまして御説明いたします。

まず初めに、承認第 2 号高千穂町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、議案集の 2 承認の 3 ページから 18 ページになります。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が、令和 6 年 3 月 30 日に交付されたことに伴うものであり、税条例につきまして地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年 3 月 30 日付で専決処分し、4 月 1 日から施行するものであります。

このたびの改正で、本町に関する主な 4 点につきまして御説明いたします。

1 点目は、個人住民税の特別税額控除いわゆる定額減税のことですが、物価の持続的な下落から脱却するために、令和 6 年度分の個人住民税所得割の税額から、令和 5 年中の所得が 1,805 万円以下である納税義務者を対象に、納税義務者控除対象配偶者及び扶養親族 1 人につき 1 万円を乗じた金額を所得割額から控除する。原則令和 6 年度限りの減税措置を新設し、また新設に伴う関係条例の条文のずれや特別税額控除額の算定に用いる個人住民税所得割の額について、各種所得の特例に係る関係条文の読み替え規定を追加するものです。

2 点目に、寄附金税額控除につきまして、控除の対象に公益信託の受託事務に関連する寄附金

を寄附金控除の対象とする改正であり、公益信託とは公益活動のために自らの財産を提供する個人らが信託銀行等に信託し、定められた公益目的に従い、その財産を管理運用し公益のために役立てようとする制度で、今回の改正により寄附金控除の対象とするものであります。

次に、寄附金税額控除の条文のうち改正がなされていなかった部分につきまして、今回の条例改正に併せて国が示している現行の条文に改正するものです。

また、特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人が寄附金控除の対象となるためには、宮崎県の認定を受けることが必要となりますが、その認定を受けるために本町がNPO法人を指定することが要件のうちの一つとなっております。NPO法人の活動を後押し、県の認定を受けようとするNPO法人の手続きを円滑に進めてもらうために、町内のNPO法人を指定する改正を行うものであります。

3点目に、固定資産税につきまして土地の評価替えに伴い、評価額が急激に上昇した場合に課税標準額の上昇を一定範囲に抑える負担調整措置を取っておりますが、その期間を令和6年度から令和8年度までの3年間延長する改正をするものであります。

4点目に、町民税や固定資産税などの減免規定につきまして、従来は納期限7日前までに減免申請をしなければなりませんでした。生活保護の受給や生活困窮、固定資産税では、公益のための使用などによる減免要件に該当することが明らかであれば、町長が認める場合に職権による減免を可能とする規定を追加するものであります。

次に、承認第3号高千穂町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、議案集2承認の19ページから22ページになります。

今回の改正は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が、令和6年3月31日に効力を失うことに伴うものであり、当条例につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日付で専決処分し、同日付で交付及び施行するものであります。

この条例は、高千穂町過疎地域持続的発展計画に記載しております区域におきまして、振興すべき業種として定める製造業、情報サービス業など農林水産物等販売業及び旅館業が取得した事業用資産について、固定資産税の課税を免除することに関し必要な事項を定めたものであり、課税免除の要件や免除される期間、申請方法などを規定しております。

今回、この条例の適用期間が令和6年3月31日で執行し、当該特別措置法に係る総務省令で新たに期限が3年間延長されることに伴い、執行期限を令和6年3月31日から令和9年3月31日に、3年間延長するものでございます。

以上の改正につきまして、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、承認第4号、議案第29号、第33号、第39号について、福祉保険課長。

○福祉保険課長（飯干 由紀課長） それでは、福祉保険課所管の条例改正の承認1件、議案3件につきまして御説明いたします。

初めに、議案集2、承認の23ページを御覧ください。

承認第4号高千穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

この専決処分は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和6年3月30日に公布されたことにより3月31日付で専決処分を行い、4月1日から施行するものであります。

高齢化や医療の高度化など医療費が増大する中で、限度額を据え置き税率のみで対応すると高所得層の負担は変わらず、中間所得層を中心に負担が増えてしまうため、高所得層と中間所得層の負担バランスを考慮して、課税限度の引上げを行うものであります。

また、併せまして昨今の経済動向等を踏まえ、国民健康保険税の5割軽減、2割軽減の対象となる軽減判定基準所得を見直し、引上げを行うものであります。

26ページを御覧ください。

今回の改正では、条例第2条第3項及び第22条第1項で、後期高齢者支援金等課税限度額を22万円から2万円増額し24万円となります。

また、第22条第1項第2号で5割軽減の判定基準所得の算定において、被保険者数に乗ずる額を29万円から29万5,000円に、第3号で2割軽減の判定所得の算定において被保険者数に乗ずる額を53万5,000円から54万5,000円に引き上げるものであります。

この改正は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度以降の年度分に適用されるものであります。

次に、議案集3、条例の3ページを御覧ください。

議案第29号高千穂町国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

この条例改正は、第3期宮崎県国民健康保険運営方針を受け、現行の保険税の算定方式を所得割、資産割、被保険者均等割、世帯平等割の4方式から資産割を除く3方式に移行させるため、段階的に資産割の減額を行うものであります。

今年度の主な改正内容としましては、資産割税率のうち医療給付費分を6%、後期高齢者支援金分を2%、介護納付金分を2%、それぞれ引き下げ、その減額分の補填と被保険者数の減や医療費の増額等に伴う財源確保のため、被保険者均等割額について医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を、合計年額3,800円を引き上げさせていただくものであります。

なお、今回、急激な増額を抑制するため基金からの繰入れを1,600万円程度見込んでおり

ます。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案集4、補正予算の29ページを御覧ください。

議案第33号令和6年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は、事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万6,000円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ17億371万円とするものであります。

補正の内容につきましては、職員の人事異動による人件費と、現行の被保険者証の廃止に伴うシステム改修等の費用であります。

30ページ歳入から説明させていただきます。

国庫支出金295万1,000円の増は、現行の被保険者証廃止に伴うシステム改修等に対する補助金を増額するものであります。

繰入金の他会計繰入金339万7,000円の減は、一般会計から国保特別会計への繰入金を減額するものであります。

31ページ歳出であります。総務費51万1,000円の減は、人事異動に伴う福祉保険課保険係の給与など人件費の減額と、現行の被保険者証の廃止によりマイナ保険証を利用されていない方へ対応するためのシステム改修や、全加入者へ情報通知を行うための改修を行うものであります。

保険事業費6万6,000円の増は、保健福祉総合センターの管理運営費で職員手当などの人件費を増額するものであります。予備費につきましては、歳入歳出額の調整によるものです。

33ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

次に、議案集5、規約変更3ページを御覧ください。

議案第39号宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の改正についてであります。

行政手続における特定個人の識別するための番号利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行による高齢者の医療の確保に関する医療の一部改正に伴い、現行の被保険者証が廃止となるため、宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の別表第1、第2号及び第3号中、「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものであります。

以上、福祉保険課所管の承認1件、議案3件につきまして御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） ここで、11時10分まで休憩いたします。

午前10時58分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、承認第5号、議案第32号、第40号について、財政課長。

○財政課長（霜見 勉課長） それでは、財政課所管の承認1件、議案2件につきまして御説明いたします。

議案集2、承認の27ページを御覧ください。

初めに、承認第5号令和5年度高千穂町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

29ページを御覧ください。

今回の専決処分は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,056万9,000円を追加し、補正後の総額を103億4,776万8,000円とするものであります。また、第2条で繰越明許費の補正を第3条で地方債の補正を行いました。

今回は、議会を招集する時間的余裕がなかったため、3月29日付で専決処分をしております。では、30ページを御覧ください。

まず、歳入についてですが、収入額の確定及び見込みによる増減が主なものです。町税1,691万7,000円の増、地方譲与税2,678万5,000円の増、利子割交付金26万9,000円の減、配当割交付金228万2,000円の増、株式等譲渡所得割交付金302万5,000円の増、法人事業税交付金383万1,000円の増、地方消費税交付金1,853万円の増、環境性能割交付金296万3,000円の増、地方交付税7,628万9,000円の増は、特別交付税の増です。総額は40億1,246万円となり、前年度比3.9%1億6,430万8,000円の減となりました。

交通安全対策特別交付金6万1,000円の増、分担金及び負担金359万8,000円の減は、農業費分担金及び児童保護費負担金の減が主なものです。

使用料及び手数料697万4,000円の増は、観光施設使用料の増が主なものです。

国庫支出金9,284万6,000円の増は、公共土木施設災害復旧費負担金及び地方創生交付金の増が主なものです。

県支出金7,695万2,000円の減は、農業費補助金及び農林水産業施設災害復旧費補助金の減が主なものです。

財産収入156万9,000円の増は、利子収入の増が主なものです。

寄附金933万3,000円の増は、一般寄附金及びふるさと応援基金の寄附金の増が主なものです。

繰入金1,459万円の減は、財政調整基金繰入金7,116万9,000円の減、公共施設等整備基金繰入金167万7,000円の減及びふるさと応援基金繰入金6,100万円などによる

ものです。

諸収入 861 万 3,000 円の増は、高齢者保健事業と介護要望の一体的実施事業の受託収入の増、道の駅光ケーブル移設補償による雑入の増などが主なものです。

町債 8,374 万円の減は、主に道路関連事業や災害復旧事業の事業費の確定や、補助率増高に伴う財源組換えによる減です。

次に、32 ページ歳出ですが、総務費 9,056 万 9,000 円の増は、ふるさと応援基金積立金及び財政調整基金積立金です。

37 ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。また、33 ページに繰越明許費補正を、35 ページに地方債補正を添付しております。いずれも額確定によるものです。

次に、議案集 4、補正予算の 5 ページを御覧ください。

議案第 32 号令和 6 年度高千穂町一般会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 522 万 4,000 円を追加し、歳入歳出の総額を 109 億 6,522 万 4,000 円とするものであります。

まず、6 ページ歳入からであります。

国庫支出金 9,884 万 1,000 の増は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 9,715 万 2,000 円、児童手当拡充に伴う子ども・子育て支援事業費補助金 168 万 9,000 円です。

県支出金 100 万円の増は、循環型社会を実現する環境教育推進事業費補助金です。

繰入金 215 万円の減は、財政調整基金繰入金 648 万 5,000 円の減、新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金 312 万 7,000 円、企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金 120 万 8,000 円です。

諸収入 753 万 3,000 の増は、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金になります。

次に、7 ページ歳出であります。今回の補正は人事異動に伴う人件費補正及び令和 6 年度に新たに住民税非課税均等割のみの課税となった世帯に 10 万円、その世帯の 18 歳未満の世帯に 5 万円を加算支給し、また 6 月からの定額減税で 1 人当たり所得税 3 万円、住民税 1 万円を引き切れなかった人に、差額分を支給する低所得者支援及び定額減税補足給付金事業並びに高千穂町地球温暖化対策実行計画策定事業が主なものとなります。

議会費 19 万円の減は人件費となっております。

総務費 803 万 3,000 円の減は人件費の減、まちづくり公社運営補助金の農林水産業費への組換えによる 500 万円の減、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金償還金 312 万 7,000 円などとなっております。

民生費は8,144万9,000円の増は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る低所得者支援及び定額減税補足給付金事業9,715万2,000円、事業手当拡充に伴うシステム改修149万2,000円、人件費の増などとなっております。

衛生費1,257万3,000円の増は、高千穂町地球温暖化対策実行計画策定事業1,004万6,000円、人件費の増などとなっております。

農林水産業費1,077万8,000円の増は、総務費から組換えの補助金500万円、人件費の増などとなっております。

商工費540万6,000円の減は、観光地管理委託料120万8,000円の増、人件費の減となっております。

土木費115万8,000円の増、消防費9万円の減は、人件費となっております。

教育費1,298万5,000円の増は、循環型社会を実現する環境教育推進事業費補助金100万円、人件費の増などとなっております。

9ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

次に、議案第40号工事請負契約の締結について御説明いたします。

議案集6、請負契約の3ページを御覧ください。

今回の工事の入札執行に当たりましては、町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要項に基づく指名審査会において指名業者を選定し、5月23日に指名競争入札を行い落札業者を決定し、5月24日仮契約を締結しましたので、地方自治法及び町の規定に基づきまして議会の議決をお願いするものであります。

契約内容につきましては4ページを御覧ください。

契約の目的は、令和6年度耕地災害復旧事業渡内地区令和4年災施設災害復旧工事、工事場所は高千穂町大字岩戸字渡内であります。

契約金額は6,072万円、契約の相手方は、高千穂町大字岩戸692番地のイ、株式会社竹尾組、代表取締役竹尾英樹氏であります。

以上で、財政課所管の承認及び議案の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、承認第6号について、教育次長。

○教育委員会次長（林 謙一次長） それでは、教育委員会所管の承認第6号財産の取得の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

議案2、承認の65ページから68ページになります。

今回の財産取得ですが、町長の説明にもありましたように、小学校教師用指導書、指導者用デジタル教科書など図書の購入取得契約について、4月1日付で専決処分しましたので、高千穂町

の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条に基づき、本定例会において承認を求めるものであります。

取得しました財産、物品は小学校教師用教科書、指導書、デジタル教科書、指導教材、全1,166点で、取得購入価格は1,690万8,498円であります。

購入先は、高千穂町大字三田井793番地、有限会社高橋書店、代表取締役高橋港夫氏であります。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約で取得をしたものです。

以上、承認第6項の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第30号、第34号、第37号、第38号について、上下水道課長。

○上下水道課長（飯干 和宣課長） 上下水道課所管の条例改正議案1件と補正議案3件について御説明いたします。

初めに、議案第30号高千穂町下水道条例の一部改正についてであります。3条例の議案集6ページを御覧ください。

下水道法に基づき本条例で公共下水道へ排除する下水の水質基準を定めておりますが、今般、六価クロム化合物の人体に対する影響の正確な評価が可能となり、環境基本法や水質汚濁防止法といった関係法令の六価クロム化合物の水質基準が1リットルにつき0.5ミリグラム以下から0.2ミリグラム以下に改正されたため、下水道法施行令も改正されております。本条例につきましても同様に数値基準の改正を行い、併せて修正のあった文言についても改正を行うものであります。

次に、補正議案3件について御説明いたします。

今回の補正の理由といたしましては、4月1日付人事異動に伴う給与関係の予算補正であります。

まず、議案第34号令和6年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。4補正予算議案集43ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ146万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億370万3,000円とするものであります。

44ページの歳入歳出予算補正を御覧ください。

まず歳入につきましては、繰入金の他会計繰入金を146万7,000円の増額とするものであります。

また、歳出につきましては衛生費の簡易水道費を146万7,000円の増額とするものであります。詳細につきましては、47ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので御参照く

ださい。

次に、議案第 37 号令和 6 年度高千穂町水道事業会計補正予算（第 1 号）であります、議案集の 87 ページを御覧ください。

今回の補正は、第 2 条のとおり、収益的収入及び支出の支出について、水道事業費用の営業費用 101 万円を増額し、補正後の支出の総額を 1 億 4,375 万 2,000 円とするものであります。

88 ページの予算実施計画補正第 1 号の支出のとおり、営業費用の排水及び給水費を 21 万 1,000 円増額し、総経費を 79 万 9,000 円増額し、合計 101 万円の増額とするものであります。

また職員給与費は、予算第 7 条で定めております議会の議決を得なければ流用することのできない経費であり、87 ページの第 3 条のとおり 101 万円増額し 5,035 万 6,000 円とするものであります。

詳細につきましては、89 ページ以降にキャッシュフロー計算書、給与費明細書補正を添付しておりますので御参照ください。

次に、議案第 38 号令和 6 年度高千穂町下水道事業会計補正予算第 1 号であります、議案集の 97 ページを御覧ください。

今回の補正は、第 2 条のとおり、収益的収入、下水道事業収益の営業外収益を 34 万 8,000 円減額し、補正後の金額を 2 億 3,735 万 1,000 円とし、支出下水道事業費用の営業費用を 34 万 8,000 円減額し、補正後の金額を 2 億 1,639 万 5,000 円とするものであります。

98 ページの予算実施計画補正第 1 号のとおり、収益的収入、下水道事業収益の営業外収益の他会計補助金を 34 万 8,000 円減額し、収益的支出、下水道事業費用の営業費用の総経費を 34 万 8,000 円減額とするものであります。

また、職員給与費は、予算第 8 条で定めております議会の議決を得なければ流用することのできない経費であり、97 ページの第 3 条のとおり 34 万 8,000 円減額し 1,893 万 6,000 円とするものであります。

詳細につきましては、99 ページ以降にキャッシュフロー計算書、給与費明細補正を添付しておりますので御参照ください。

以上、上下水道課所管の条例改正議案 1 件と補正議案 3 件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第 31 号について、企画観光課長。

○企画観光課長（安在 浩課長） それでは、企画観光課所管の議案第 31 号高千穂町新型コロナ

ナウイルス感染症対策基金条例の廃止について御説明いたします。

議案集 3、条例の 7 ページを御覧ください。

令和 2 年に制定しました高千穂町新型コロナウイルス感染症対策基金条例ですが、本基金を活用しました利子補給事業の内容としましては、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業の経営安定化を図るため創設されました、宮崎県中小企業融資制度の新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付を利用された事業者に対し、令和 2 年の貸付分から 3 年間、3 6 月分の利子補給を行ったものでございます。

令和 5 年度に最終の利子補給が完了したため本条例を廃止するものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第 3 5 号、第 3 6 号について、保健センター所長。

○保健福祉総合センター所長（工藤加代子所長） 保健福祉総合センター所管の補正予算 2 件について御説明申し上げます。

初めに、議案第 3 5 号令和 6 年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

議案集の 4、補正予算 5 7 ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出の総額からそれぞれ 2 5 5 万 2, 0 0 0 円を減額し、補正後の予算総額を 1, 1 3 0 万 4, 0 0 0 円とするものであります。

補正の内容につきまして御説明いたします。

まず、5 8 ページの歳入ですが、負担金が 2 5 5 万 2, 0 0 0 円の減で、高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町の負担金の減額であります。

次に、5 9 ページの歳出ですが、介護認定審査会費が 2 5 5 万 2, 0 0 0 円の減で、人事異動に伴う人件費の減額であります。

6 1 ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、参考にさせていただきますようよろしくお願いいたします。

次に、議案第 3 6 号令和 6 年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

議案集の 4、補正予算 7 1 ページを御覧ください。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 3 0 2 万 4, 0 0 0 円を減額し、補正後の予算総額を 1 4 億 3, 6 0 2 万 3, 0 0 0 円とするものであります。

補正の内容について御説明いたします。

まず、7 4 ページの歳入ですが、国庫補助金が 1 6 6 万 6, 0 0 0 円、県補助金が 8 3 万 3, 0 0 0 円、繰入金金が 5 2 万 5, 0 0 0 円の減額であります。

次に、75ページの歳出ですが、総務費が30万8,000円の増、地域支援事業費が432万5,000円の減、予備費が99万3,000円の増で、人事異動に伴う人件費の減額が主なものであります。

77ページ以降に事項別明細を添付しておりますので参考にしていただきますようお願いいたします。

以上で、保険福祉総合センター所管の2件について、補正予算議案につきまして説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） なお、報告5件につきましては、町長の説明のとおりでありますので関係課長の説明は省略します。

以上で、町長提案の日程第5、報告第1号から日程第26、議案第40号までの報告、承認、議案、合計22件について説明が終わりました。

ただいま説明が終わりました議案第29号を除く議案に対する質疑につきましては、議案熟読の休会を経て次の会議で行うこととします。

ここで議案第29号の熟読のため11時45分まで休憩いたします。

午前11時37分休憩

.....

午前11時43分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第15、議案第29号の条例改正議案1件を議題として質疑を行います。また質疑される方は、議会申し合わせ事項を遵守していただき、さらに答弁者を指名して質疑願います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

これから議案第29号の委員会付託を行います。

お諮りします。議案第29号高千穂町国民健康保険税条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託して審査することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、議案第29号については文教厚生常任委員会に付託して審査を行うことに決定しました。

_____・_____・_____

日程第27. 議員派遣調査報告について

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第27、議員派遣調査報告についてを議題とします。

まず、総務産業常任委員会行政調査について報告を求めます。派遣議員代表、馬原英治議員登壇願います。

○総務産業常任副委員長（馬原 英治議員） ただいまより行政調査報告をいたします。

令和6年4月7日から9日までの3日間、行政調査を行いましたので高千穂町議会規則第41条の規定により報告いたします。

今回の視察は、総務産業常任委員7名と事務局1名で7日午後に、東日本高千穂会に出席し、8日に長野県飯田市の天龍峡大橋の遊歩道の調査を行いました。

初めに、7日午後から東日本高千穂会の総会及び懇親会に参加しました。高千穂町からは甲斐町長、安在企画観光課長も出席されており参加者の皆さんと親睦を深めることができました。

この総会参加の目的は、ふるさと納税の推進とPR活動への協力をお願いし、高千穂町のよさを多くの方に広めていただくことが目的でした。

東日本高千穂会は会員制ではなく、ふるさとの思い出を語り合える交流の場所であります。どなたでも自由に参加することができます。

現在は協力者350名であり、その中でも「高千穂大好き」の町外協力者が50名ほどおられるとのこと。中には、関東出身の女性の方が、日之影町や宮崎市の男性と結婚をされ、御夫婦で出席されていました。

総会では、町長が挨拶でふるさと納税への協力を呼びかけ、各議員は各出身地区に別れて座り、高千穂町の現状報告や納税のお願いを行いました。

当日の出席者は100名ほどでしたが、会場は高千穂弁が飛び交い、また委員会メンバーの出席を歓迎していただき、会話も弾みました。

皆さんの会話の中で高千穂への強い思いや、ふるさと納税アップを目指して積極的に協力したいという熱い思いが感じられました。

その中で、納税協力者の2名の方が「高千穂牛は上等ですが、少し脂身が多いからねえ」と言われたのが気になりました。

要望として、調理方法や保存、解凍方法の説明書を加えてほしいとのことでした。「返礼品を毎回、毎回楽しみにしていますよ」と言われていました。

皆さんは、全国的に有名観光地になった高千穂出身であることを誇りに持っておられ、都会に住んでいても、ふるさとのことを思い、町の発展を期待していますと何度も言われ、うれしく思いました。

議会として、高千穂町のまちづくりを再認識しながらも、東日本高千穂会のさらなる発展と、参加されている皆様の今後の御健康と御活躍を心から願い、会場を後にして名古屋に向かいました。

続いて、8日の長野県飯田市について御報告いたします。皆さんの手元に資料があると思いますが、これを参考に聞いていただきたいと思います。

飯田市は日本の中央、長野県最南端の市で、東に南アルプス、西に中央アルプスに囲まれた地域であり、市役所が海拔500メートルの高地にあります。

令和2年国勢調査によると、人口が約9万8,000人、世帯数約3万9,000世帯、外国人登録者約2,000人、高齢率32.6%です。市の面積は658.66平方キロメートルで南北に50キロ、東西に60キロで、諏訪湖を源流に太平洋にそそぐ天竜川が流れています。

また、飯田市は南北に中央自動車道やJR飯田線があり、数年後にリニア中央新幹線ルート、東京～名古屋の長野県内の停車駅も計画されており、今後の発展が期待されています。

当日、午後より飯田国道事務所、国・県道関連事業課、飯田市議会、飯田市産業観光課の総勢10名の方々から、天龍峡大橋の大型駐車場において説明を受け、見学・調査を行いました。天龍峡大橋と遊歩道は地域住民の利便性と観光客増加を基本的に計画されている高速道路です。

市の東に位置する南信濃から飯田市民病院までの所要時間が、現在2時間30分かかります。全線開通すれば、市営の路線バスを走行させ1時間以内で移動できる計画です。

飯田市は中央自動車道路、飯田インターチェンジから東に22キロの高規格道路を格付けし、昭和63年に幹線の調査を国と県に要望し、平成4年に事業着手、平成6年に環境影響評価の手続きを完了、平成7年に用地買収、平成9年に整備計画が承認されました。

平成10年に工事に着工して、20年後の令和元年に部分開通しました。その高規格道路に天龍峡大橋と遊歩道、長さ280メートル、水面から80メートルの高さが建設されました。

名勝天龍峡は文化財保護法が昭和9年に国から指定され、昭和44年に天龍・奥三河・長野県・静岡県・愛知県にまたがる国定公園に指定されました。

飯田市は、天龍峡大橋と遊歩道、名称「そらさんぽ天龍峡」の事業計画から完成までを文化庁・長野県・国河川事務所・JR東海・東京航空局などと協議、検討をされたとのこと。

天龍峡大橋の総事業費は83億円であり、高速道路下の遊歩道の事業費は5億円で、国の補助金1億5,000万円、遊歩道を橋全体の検査と点検にも使用されるため、飯田市の負担が3億5,000万円、地方債と交付金から計上されました。

遊歩道の開通当初は、1日、1,700人が訪れて無料で開放していましたが、現在は減少傾向にあり、今後の状況を危惧されていました。

天龍峡全体の観光客数は、平成4年に80万人、平成24年に21万人、令和元年に33万人、昨年度は25万人が実績です。

飯田市観光の今後の課題と計画については、観光協会会員や商店街経営者の高齢化、後継者不足で高千穂町も同様であります。

リニア中央新幹線の集客、遊歩道と拠点施設の再整備計画を推進されます。

高千穂町も、高千穂鉄橋の保存・改修の財源確保問題や、高千穂～五ヶ瀬間の九州中央道路、押方～三田井間の高千穂大橋での遊歩道計画を、今後は議会と行政、町民一体となって早期完成に向け取り組まなければならないと強く感じました。

最後に、今回の行政調査の関係書類17部を議会事務局に保管しております。また、調査に御協力いただいた関係者の皆様に、心からお礼と感謝を申し上げ報告といたします。

以上、総務産業常任副委員長、馬原英治。

○議長（坂本 弘明議員） 次に、文教厚生常任委員会行政調査について、報告を求めます。派遣議員代表、藤田利廣議員、登壇願います。

○文教厚生常任副委員長（藤田 利廣議員） それでは、文教厚生委員会の行政調査報告をいたします。

高千穂町議会規則第41条の規定により、文教厚生常任委員会の行政調査報告を行います。

今回の文教厚生常任委員会の行政調査は、令和6年4月22日から24日までの3日間で文教厚生常任委員会6名、事務局1名が参加し、東京都及び埼玉県で視察、研修を行いました。

今回の行政調査の目的は、現在、本町で計画されている高千穂中学校移転に際し、他地域で行っている事業内容や現状を把握し、本町が抱えている問題の解決を図るものです。

また、将来の人口減少や少子化、高齢化等を見据えた複合併施設を設営し、防災や施策に力を入れている地域や学校の取組を視察し、本町の事業に生かすことを目的として行いました。

1日目は、東京都江戸川区区立南小岩小学校を視察しました。

江戸川区は人口70万人、面積49.1キロ平方メートル、市内小中学校数は103校です。本校は東北の震災以後学校の避難対策に力を入れ、防災機能を備えた学校となっており、大規模災害に備えております。

また、江戸川区は区を挙げて防災対策に取り組み、103校全てが指定緊急避難所になっており、どの学校も防災対策を進めています。学校に収容しきれないときは、その他の公共施設などが避難所補完施設として、開設されとのことです。

また、大規模水害が発生した場合は、1週間以上浸水が継続する見込みであることから、施設整備のみでは、人命を守ることが困難であるため、区外への広域避難を行うことを原則としていることや、平成23年ごろに区全体の学校改築における学校施設の在り方を検討しており、それを基に各学校での防災機能整備の在り方を、繊細に検討していることです。

江戸川区は、学校改築に当たり、教育委員会が中心となり建築担当部局等が参加した基本構想、基本計画を策定し、学校関係者の様々な声を聞きながら進めていきたいと考えており、地域住民から出されている学校防災への要望の声も、学校改築に生かそうとしています。停電時において

も必要最低限の空調機能と電力確保が重要であり、今後は改築する学校については、中圧ガス管等によるガス引き込みを推進し、加えて普通教室と体育館などについては、地震災害に対して強靱な耐久性のあるガス式発電機の空調整備にすることとしています。

改築を予定していない学校には、マンホールトイレの整備や、トイレの洋式化、防災井戸設置を進めています。避難所の開設は、原則として区の技術職員や協力業者の資格を有する従業員が安全性を確認し、決定は災害対策本部が行い、学校に備えるべき防災設備については、地域の意見を踏まえながら教育委員会が危機管理室、都市開発部などと協議して検討するとしています。

運営は、地域住民、学校、区の三者で構成する避難所運営協議会を中心とした自主運営で行うことを基本としており、全小中学校における協議会設置を推薦しています。

区では、避難所開設運営マニュアルや災害時の設備利用マニュアルを策定しており、これらのマニュアルを基に、学校ごとに避難所運営協議会（地域住民、学校、区の三者で構成）において話し合いながら、災害時の学校利用計画や必要な防災機能をきめ細かに検討しています。

また、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等避難所での生活が困難な要配慮者等に対しては、区立の福祉施設や災害時協力協定を締結した民間福祉施設を二次的な避難所として受け入れることにしています。

地域の連帯強化は、平常においても防災講習会集会や防災訓練の実施、大規模水害時に各家庭でどう対応し、どう避難するかを話し合うための資料「我が家の広域避難計画」による防災学習を令和元年度より実施し、これをきっかけに家族単位で理解が深まるように取組を進めています。

複合施設の運用と、区の実取組の精細について説明をしていただき、参考になる事項が多く有意義な研修となりました。

2日目、まず東京都八王子市役所の視察研修を行いました。

八王子市では、今後、高齢化が進むことにより、介護施設対策が間に合わない状況であるため、早急な介護予防事業の取組が必要とされています。

アナログでもデジタルでも応用でき、高齢者が能動的に動く仕組みで、持続可能な特色のある介護予防事業を行い、成果を上げている自治体であるので研修先としました。

八王子市役所福祉部の高齢者いきいき課は、高齢者が能動的に動く仕組みで持続可能な介護予防として認知症基本法の成立に伴い、自治体にとって認知症施策の推進が一層の課題となっており、既存の健康ポイント制度の見直し、高齢者の健康支援を維持継続可能にする先進的な取組をしていました。

事業名「てくポ」、内容は、脱「焼け石に水」を打開する、介護予防高齢者と民間企業をつなぐ仕組みで、ポイントを外部から獲得でき、高齢者になっても楽しめる健康施策です。「てくポ」とは、てくてくポイントの略で、歩いてポイントをためたり、脳によいアプリを利用してポ

イントをためたり、そのポイントを利用して買い物をしたりすることで健康につなげていく事業です。

本事業により、職員の業務効率化や医療費の削減効果など、導入のメリットがあるそうです。ボランティアや地域活動参加などに対してもポイントがあり、ポイントがたまるということは、高齢者が元気である証拠であり、地域が元気になり、地域の活性化が図れるよい事業であると感じました。

2日目2か所目、埼玉県吉川市立美南小学校です。美南小学校は全校生徒1,348人、各学年、6から7クラス。職員数は67名の学校です。

埼玉県は県全体で施設の複合化を進めており、美南小学校は地域の事情を考え、全国でも唯一複数の社会福祉施設と社会教育施設を小学校に設置した複合施設です。

施設の概要は、敷地面積1万7,718.61平米、構造、階数鉄筋コンクリート一部鉄骨（3階建て）延べ床面積9,833.56平米（小学校8,134平米、公民館299平米、高齢者ふれあい広場182平米、子育て支援センター105平米、学童保育室358平米）

事業経過ではありますが、平成22年度用地取得、基本設計。平成23年から24年にかけて建築工事。平成23年9月建築工事着工、平成25年4月1日に開校。平成24年外構工事。

事業費は38億2,992万6,000円。内訳としましては、用地取得15億2,380万1,000円、建築工事費21億998万5,000円、外構工事1億4,521万5,000円、設計管理費5,092万5,000円。

内訳は、国23.3%、県11%、市58.6%、一般17%です。

複合化の経緯は、平成15年に大規模改修で複合化済みの吉川小学校を参考にし、複合化に対する市民や地域住民の意見を聴取し行い、吉川小学校視察後3回の意見交換を実施したそうです。

基本的には、地域の目で児童を守るという考え方を取っており、学校と複合化した施設の入口を分け、公民館など複合化した施設を1階に設け、2階より上に学校を配置するなど、複数の人の目に見守られた交流空間とし上履き歩行可能な中庭を設けていました。

歩行、自転車、車を想定した児童との車の出入口が重ならないようにした配慮もしてありました。防犯カメラも4台設置してありました。複合化によりメリット成果は教育上の効果も上がっています。

少子化を見据えて、移転新築をする高千穂中学校の施設の在り方について、将来的に小中一貫校を予測するのであれば、未就学児との連帯もあるのではないかと感じました。

1日目、行政調査に対応していただいた東京都江戸川区、担当、徳嵩裕介様他区議会議員様をはじめ10名の建設課の技師、教育委員会、議会事務局、南小学校先生の皆様。

2日目、1か所目の東京都八王子市議会議員、議会事務局9名の皆様。2か所目の埼玉県吉川

市議長様、議会事務局他美南小学校で対応していただいた教育委員会、議会事務局、学校職員の
6名の皆様それぞれ大変お世話になりました。

また、吉川市議会には駅からの送迎までいただきまして誠にありがとうございました。

今回の行政調査で学んだことを、本町の発展に役立てるとともに、今後の議員活動に生かして
まいります。

御協力をいただきました皆様に心から感謝申し上げ、文教厚生常任委員会の行政調査報告とさ
せていただきます。

文教厚生常任委員会副委員長、藤田利廣。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、議員派遣調査報告を終わります。

○議長（坂本 弘明議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しましたので、これにて散
会します。

○事務局長（興梠 恵志事務局長） 御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午後0時13分散会
